

令和6年5月8日

石川県危機管理監室 危機対策課

担当者:課長 小杉 浩

内線: 4280

外線: 076-225-1480

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とする。

1 長期避難世帯の所在する地域

珠洲市大谷町 1 字 103 番地、13 字 77 番地、14 字 28 番地 3、14 字 48 番地、14 字 49 番地、14 字 51 番地、14 字 54 番地、14 字 56 番地及び 14 字 57 番地 珠洲市清水町 1 字 24 番乙地、1字 73 番地 5、1字 80 番地及び 1字 82 番地 珠洲市仁江町 3字 41 番地、3字 45 番地、3字 47 番地、3字 50 番地、3字 86 番地 1、3字 98 番地 1、3字 100 番地、3字 101 番地、3字 102 番地、3字 104 番地、3字 108 番地、3字 113 番地、3字 115 番地、3字 118 番地、3字 119 番 3 地、3字 119 番 11

2 長期避難世帯となった日 令和6年1月1日